

第285回 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録	
日 時	令和5年9月20日(水曜日) 午後2時から午後3時まで
開催場所	横浜市役所 18階会議室 みなと6・7
出席委員	松本委員長、田丸委員、齋藤委員、古田委員、河村委員
欠席委員	三井委員、高杉委員
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 案	1 「第284回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について 2 放置自動車及び沈船等の廃物判定について
決定事項	1 「第284回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」を確認した。 2 放置自動車4件、沈船等1件を廃物とした。
議 事	<p>1 「第284回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について 議案に基づき、事務局が作成した第284回会議録(案)について、委員長が各委員に確認を求め、各委員からの確認を得た。</p> <p>2 放置自動車及び沈船等の廃物判定について 議案に基づき、放置自動車4件、沈船等1件について事務局が説明を行い、委員長が各委員からの質問を求めた。</p> <p>【 放置自動車 】</p> <p>(整理番号15258)</p> <p>河村委員 岐阜ナンバーですが、所有者は横浜市民ですか。 事務局 住民票上は横浜市民です。 古田委員 車検はいつまで有効でしたか。 事務局 平成31年4月で満了です。 古田委員 「平成30年くらいから放置されている」という地元の方の話と合っていますね。 河村委員 放置された当初は運転できたということですか。 事務局 車検が残っているので、運転できたと思われれます。 松本委員長 警察からの回答状況はどうですか。盗難等の関係はありますか。 事務局 回答によると、盗難等はありませんでした。住民票上の自宅を訪問したが、別人が居住していたとのことでした。 松本委員長 5年近く公道上にあったわけですが、本委員会で取り扱うに当たり、どのあたりが難しかったのでしょうか。 事務局 本件は令和5年3月に通報があり、そこから調査を始めました。通報からは短期間で対応できたと考えています。 河村委員 スクールゾーンの近くなのに、地域としても、どうして5年近く放っておいたのかという素朴な疑問があります。 松本委員長 放置自動車があると、子どもがいたずらしたり、周辺にごみが捨てられたりして、地域の環境が悪くなります。放置自動車があったら通報する機関があるということをもっと周知して行って欲しいと思います。 事務局 引き続き、取り組んでいきたいと思えます。 松本委員長 整理番号 15258につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。 各委員 (異議なし) 松本委員長 整理番号 15258を廃物と判定することと決定いたしました。 (整理番号15259) 松本委員長 写真を見ると、周辺にも放置されていると思われる自動車がありますが、対応中ですか。 事務局 はい。所有者と連絡を取り合っているところです。 松本委員長 整理番号 15259につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。 各委員 (異議なし) 松本委員長 整理番号 15259を廃物と判定することと決定いたしました。 (整理番号15260) 古田委員 本件は令和2年から放置されているということですが、「長期間放置されている」といった場合、どのくらいの期間なのでしょう。さすがに3年、4年は長すぎると思えますし、もう少し短期間で判断できる気がします。 事務局 本件は車両の状態から判定基準2や3で取り上げるのが難しいと考えていました。しかし、一向に状況が変わらず、これ以上放置すべきではないと考え、今回、判定基準5で諮問させていただきました。 田丸委員 以前もこうした案件がありましたよね。 事務局 前回、放置バイクについて判定基準5を適用しました。</p>

	<p>田丸委員 前はどれくらいの放置期間でしたか。</p> <p>事務局 前は放置期間で言うと10年程度でした。ただし、通報からはそれほど期間が経っていません。</p> <p>松本委員長 車も壊れにくくなってきているし、いたずらして壊す人もそんなにいないので、1～2年で判定基準2や3になる可能性はそれほどないと思います。そうすると、「長期間」という判定基準5で判定して、早めに撤去ということが大事かなと思います。「長期間」について、目安にしている期間はありますか。1年程度ですか。</p> <p>事務局 状況にもよると思いますが、目安はそのあたりだと思います。</p> <p>齋藤委員 放置されて1年程度だとフロントバンパーがはずれているくらいで、判定基準3の1つしか満たさない状況だと思います。2つ以上となると、2～3年待たないといけなくなってしまう。さすがにそれは長すぎるので、誰が見ても廃物に近いという状況であれば短期間でいいと思います。</p> <p>河村委員 昔は放置自動車に放火される事件も多かったですし、周辺への危険性もあるので、なるべく早めに撤去した方がいいと思います。</p> <p>松本委員長 整理番号 15260につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>松本委員長 整理番号 15260を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号15261)</p> <p>河村委員 民家の前に放置されているようですが、周辺の民家の方と関係はありそうですか。</p> <p>事務局 警察からの回答書によりますと、付近の住民に聞き込みを行ったが、持ち主は見当たらず、また、ずっと放置されていることは認識しているとのことでした。</p> <p>古田委員 放置されている場所の家は借家ですかね。それで無関心なのかもしれません。</p> <p>事務局 住宅密集地にある戸建てなのですが、借家かどうかまでは分かりません。</p> <p>松本委員長 車体の損傷状況を見ると、判定基準3を満たしていると考えられるので、判定基準3として判断したいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>松本委員長 整理番号 15261につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>松本委員長 整理番号 15261を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>なお、本日審議した案件のうち、所有者の確認ができていない案件については、廃物認定後に車台番号を確認し、所有者が判明した場合は所有者に連絡をしてください。また、所有者が判明しなかった場合でも、その結果について本委員会で報告をお願いします。</p> <p>事務局 承知しました。</p> <p>【 沈船等 】</p> <p>(整理番号 船568)</p> <p>齋藤委員 漁船登録番号は把握できていますか。</p> <p>古田委員 確認したところ、漁船の登録はなかったと思います。</p> <p>事務局 現在沈んでいる部分に番号が書いてあり、昔の写真を見ると番号が分かる状況です。</p> <p>齋藤委員 所有者は分かっていますか。</p> <p>事務局 判明しましたが所在不明です。現地に行きましたが、他の方が住んでいらっしゃいました。</p> <p>松本委員長 船底は水底に接していますか。</p> <p>古田委員 船の後ろ部分が水底に接していると思われます。</p> <p>事務局 前の部分がモヤイで繋がっているのですが、かろうじて沈まずにいるといった状況です。</p> <p>齋藤委員 法面に船首がのし上がっているといった感じですね。</p> <p>古田委員 海底自体も斜めになっていて、後ろにエンジンが付いているので、どうしても前の部分が上がってしまいます。</p> <p>松本委員長 整理番号 船568につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>松本委員長 整理番号 船568を廃物と判定することと決定いたしました。</p>
<p>資料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 「第284回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」 (2) 放置自動車及び沈船等関連資料 廃物判定委員会諮問一覧表</p> <p>2 連絡事項 次回は、令和5年11月30日(木曜日)午後2時から、横浜市役所18階会議室 みなと5にて開催する予定である旨が伝えられた。</p>